

〈研究ノート〉

文体と言語

——坂本龍馬書簡を素材に——

青 山 忠 正

はじめに

坂本龍馬は天保六年（一八三五）、土佐高知城下の郷土坂本八平の第四子（次男）に生まれた。^{〔1〕}嘉永六年（一八五三）・安政三年（一八五六）の二度にわたって、剣術修行のため江戸に遊学した後、文久二年（一八六二）三月、国抜けを決行して江戸に出ると、やがて海舟勝麟太郎に入門した。これを契機に本格的な政治活動に携わるようになり、慶応元年（一八六五）から三年にかけて、薩摩島津家の庇護のもとで、島津・毛利両家を中心とする大名家間の周旋活動に従事するが、慶応三年十一月

十五日、京都で暗殺された。

彼の生涯は、十九世紀半ばにおける政治活動家の経歴を示して、一つの典型をなすように思われるが、具体的な行動とその事績に関しては、伝説化された面が強く、必ずしも明らかにされているわけではない。

ただ坂本について、その言動を見る場合、特徴と考えることのひとつに、書簡の文体がある。坂本書簡は約一三〇通が知られているが、そのほとんどすべてにおいて、近世に定型であった書簡様文体（いわゆる候文）を正確に用いることがなく、口語文に近いと見られる独特の文体を用いている。その文体は、同時期に一般的であった書簡様文体と比較して、異様とも見え

る。その要因を一概に、坂本の言動における獨創性に帰するとは当を得た理解とは言えまい。むしろ彼の学習経歴から見て、書簡様文体を使いこなせなかったためと考える方が適切だろう。

文体は、そこで用いられる語彙とともに、使用者の思想内容を規定する。日常言語のみを用いて、抽象的な概念を正確に論理化することは困難である。坂本が書簡などにおいて日常言語（口語文）しか用い得なかつたとすれば、国家の政体構想に關わるような抽象的な概念を、完全には理解していなかつたことを示す可能性がある。その一方でまた、日常言語は、それによつてしか表現し得ない世界をも、文体という場においてもたらずだろう。坂本は、そのような書簡で何を表現していたのだろうか。本稿では、このような関心から、彼の代表的と思える書簡数点を取り上げて、その文体と言語について考察してみたいと思う。

なお、坂本書簡自筆原本は、京都国立博物館に八通、京都府立総合資料館に五通、京都大学附属図書館に四通が所蔵されており、私はそれらの調査を経て、彼の筆跡はもとより史料としての形態などを確認し得た。そのことが、本稿執筆の動機の一つである。

一 書簡のなかの日常言語

現在知り得る最も早い時期の坂本書簡は、嘉永六年（一八五三）九月二十三日付父八平宛てである。³ 第一回の江戸修行中のものだが、内容的には、「私儀無異に相暮申候、御休心可被成下候（中略）御状被下、難有次第に奉存候、金子御送り被仰付、何よりの品に御座候」といった近況報告の類いで、とくに指摘すべき特徴は見あたらない。

これを初見とする坂本書簡は、比率的に見て家族宛てが最も多い。伝存状況にもよるので、断定はできないが、坂本にとつて家族との通信が大きな意味を持ったらしいことは想定してよいように思う。そのなかでも多いのが姉乙女宛てである。それは『坂本龍馬関係文書』第一（日本史籍協会 一九二六年）に次の十一通が収められ、うち六通（☆印）は、京都国立博物館蔵『坂本龍馬関係資料』中であつて、原本を確認できる。

☆文久三年（一八六三）三月二十日付／五月十七日付／

六月二十八日付／☆六月二十九日付

元治元年（一八六四）正月二十二日付

☆慶応元年（一八六五）九月九日付／九月（日付不明）

☆慶応二年（一八六六）十二月四日付

慶応三年（一八六七）四月七日付／☆四月頃／

☆六月二十四日付

ここでは、まず文久三年三月二十日付書簡を取り上げてみよう。⁽⁴⁾

扱もく世間の一世ハかてんの行ぬハ元よりの事うんのわるいものハふろよりいてんとしてきんたまをつめわりて死ぬるものもあり夫とくらべてハ私なとハうんかつよくなにほと死ぬるバへててもしなれずしぶんでのふと思ふても又いきねハならん事となり今にてハ日本第一の人物勝憐太郎殿という人にでしになり日々兼て思付所をせいといたしおり申候其故に私年四十歳になるころまでハうちにハかへらんよふにいたし申つもりにてあにさんにもそふだんいたし候処このころハおゝきに御きけんよろしくなりそのおゆるしかいて申候国のため天下のためちからおつくしおり申候とふそおんよろこひねかいあけかしこ

三月廿日 龍

乙様

御つきあいの人にも極御心安き人々ニハ内々御見

文体と言語

せかしこ

内容は、最近では勝海舟の弟子になり、兼ねての志を達成すべく出精していること、そのため四十歳になるまでは（この年二十九歳）帰郷しないつもりであること、などを述べている。文体としての特徴は何と言っても仮名が多いことであり、そのためとくに翻刻した場合は、たいへん読みづらいものになっている。この読みづらさは当時の人々にとっても同様のはずだが、逆に言えば、読み手が仮名（音）からたやすく意味を把握（漢字に変換）できたこと、すなわちここで用いられている言葉がきわめて日常的な言葉だったことを示している。

このように仮名を多用した、日常言語による書簡文体は、坂本の独創ではむろんない。その例証として、長姉千鶴（高松順蔵妻）から坂本に宛てた書簡（安政三年と推定）を挙げよう。

えゝと思ふうかのふわし所もえゝかけんふしうなければともめつにふふしうなとふかむハ茂太郎さんハ四はんぶりかよのふいやなやまいかやまらねはとふも石蔵もえゝ参らぬおまへもよふし有てさそく御まぢかね被成候半んと御さつし申候おまへもうたのよんだかあれは御こしせん日御まもりあけ候所とゝき候がとふそく御返事被遣度候

六三

御らんの末ハ火中く

おまへも口よふしよふとふそきう御すへ被成人ハよんで
返々も御すへ下され度候しふんニきお付けん^と今ハきおつ
ける人ないぞよ

龍馬様 千鶴

一見しただけで、坂本書簡との類似性が感じ取れる。「不自
由」を「ふしう」と書いていること、あるいは「茂太郎さんハ
四はんふり（四晩振り）かよのふ」の部分に見える会話調の語
尾など、坂本と比較して、より口語的な性格（音に頼る傾向）
が強いようである。地域言葉（方言）と思われる箇所も多く、
意味が取りにくい。女性の場合、親類縁者など親しい間柄の人
間以外と書簡を交わす機会は、ほとんどなかったと思われるが、
それだけに一層、口語的な文体が自然に用いられるのだろう。
乙女宛て坂本書簡の文体も、幼い頃から母親がわりだった姉宛
てであることを考慮に入れば、その限りでは自然とも言える。

二 内省としての家族宛て書簡

家族に宛てた坂本書簡の特徴は、口語的な文体を持つという
だけではない。内容としては、当然かもしれないが、たいへん

非政治的であり、坂本自身の政治活動の意義を、その時点での
政局との関わりで把握できるような部分をほとんど含んでいな
い。

たとえば乙女宛て書簡で文久三年三月二十日付に続いて残る
のは、ほぼ二カ月後の五月十七日付であるが、ここでは、勝海
舟のもとでの神戸海軍操練所設立計画を語っている。

此頃ハ天下無二の軍学者勝麟太郎という大先生に門人とな
り（中略）ちかきうちには大坂より十里あまりの地にて兵
庫という所にて大きに海軍ををしへ候処をこしらへ又四十
間五十間もある船をこしらへでしどもニも四五百人も諸方
よりあつまり候事私初栄太郎なども其海軍所に稽古学問い
たし時々船乗りのけいこも致し（後略）

この計画の現実の具体化が翌年からであることは、歴史事実
として周知と思われるが、坂本が書いていること自体は近況報
告の類いであり、そこから政治的な背景をうかがい知ることが
できない。

現実の政局の推移を見ると、この文久三年前半は、三月に将
軍家茂の上洛参内と攘夷奉承という大事件があった時期にあた
り、攘夷の風潮が最高潮に達しつつある最中であった。勝海舟

の海軍操練所構想も、一面でその動きを踏まえたものであったのだが、坂本にはその辺りの微妙さが完全には呑み込んでいなかったようである。

すなわち同年八月十八日の政変により、長州毛利家を中心とする攘夷勢力が、京都から追放されたことともなあって、海軍操練所計画もやがて頓挫することになる。操練所は元治元年（一八六四）半ばから活動を開始したが、それから間もない七月十九日、率兵上京を決行した長州系攘夷勢力が、京都守護職会津藩などの反撃により敗退し（禁門の変）、最終的に力を失ったことに連動して、十月には勝海舟が失脚、軍艦奉行を罷免されて江戸で謹慎に追い込まれ、操練所も閉鎖される結果になった。それとともに「門人」として、海舟の周囲にあった浪士らも行き場を失った。その浪士集団を薩摩島津家（小松帯刀以下、京都邸指導部）が庇護下に置くようになった。坂本もその一人である。

その後、元治元年十一月から翌年四月まで、坂本の消息は、関連史料が見当たらないため明らかでない。彼の動きを史料上で再び確認できるのは、慶応元年（一八六五）四月二十五日からである。このとき島津家臣西郷吉之助らが大坂を発って、船で鹿児島へ向かうのだが、これに坂本も同行していた。西郷の鹿児島行きは、四月十九日、將軍家茂が毛利家再征のため、五

月に江戸を進発する予定を触れ出したため、その対応策を国元で検討することが目的だった。

ちなみに坂本が海舟の指示により、西郷と初めて会ったのは、元治元年八月ころ大坂か、あるいは京都においてであった。また大久保一蔵に会うのは、この五月、鹿児島においてである。家老小松帯刀と西郷・大久保が、この前後から、京坂政局における島津家政治活動の実権を握っていたが、坂本がそれらのメンバーと面識を得るようになったのは、つまり元治元年八月から翌慶応元年五月にかけてのことであった。

その後、坂本はおそらく西郷の指示を得てであろうと思われるが、島津・毛利両家の間の周旋活動に携わる。鹿児島から陸路で下関に向かった坂本は中岡慎太郎とともに、閏五月下旬、毛利家指導部の木戸孝允（桂小五郎）と接触し、木戸と西郷との下関会談を計画した。しかし、この計画は西郷が海路上京の途中、下関に寄ることを承諾しなかったため、失敗に終わった。

ついで坂本は六月に上京、島津家京都邸を足場に、毛利家の軍艦・小銃購入斡旋を糸口とした周旋活動を継続する。推測だが、木戸からの依頼もあったと考えられる。坂本の京都滞在は、長州再征勅許問題をめぐって徳川將軍家と島津家京都邸との関係が緊迫する九月まで続いた。

ちょうどこの時期の九月九日付で、坂本が姉乙女・乳母おや

べに宛てた書簡が残る。乙女宛てで、それ以前のものとして伝存する書簡は、元治元年正月二十二日付までさかのぼるから、一年八カ月間の空白期間があるわけだが、発信しなかったのか、伝存していないだけなのか確定できない。この慶応元年九月九日付坂本書簡は、彼の書いた文章としても最大の長文であり、あるいは通信の空白期間を埋めるために長くなったとも考えられる。内容面でも、彼なりの特徴が現れているので、部分的に引用してゆこう。

私共とともニ致し候て盛なるハ二丁目赤づら馬之助水道通横町の長次郎高松太郎望月ハ死タリ此者ら廿人計の同志引つれ今長崎の方ニ出稽古方仕り候御国より出しものゝ内一人西洋イギリス学問所ニいりおり候日本よりハ三十計も渡り候て共ニ稽古致し候よし実ニ盛なる事なり私しハ一人天下をへめぐりよろしき時ハ諸国人数を引きつれ一時ニはたあけすへしとて今京ニありけれども五六日の内又西に行つもりなり然共下さるゝものあれハふしみ宝来橋寺田や伊助まで下されよふ御ねんしなりしつにおくにのよふな所にて何の志さしもなき所ニくすくして日を送ハ実ニ大馬鹿者なり(中略)

ここに見えるように、高知出身の郷党の活躍振りが真ッ先に書かれている。郷里高知城下の人々にとっても、彼らの消息は自然な関心の的だったのであろう。この書簡に見える近況報告の要点の一つはこれであり、逆に言えば、政局動向との関わりなどは一切述べていない。必ずしも書くのを避けただけではないだろう。もともと、「私しハ一人天下をへめぐり(経巡り)、よろしき時ハ諸国人数を引きつれ一時ニはたあけ(旗揚げ)すへし」といった文体による限り、長州再征勅許問題をめぐる政局動向を正確に伝えることは、たとえ書きたくても不可能に近いのである。

また、自分宛ての送付物の送り先について、次のように記しているが、この記事はそれ以前から島津家との関係が深まっていたことを示すものである。

(中略) 伏見にておやしきのそバニ宝来橋と申へんに船やとにて寺田や伊助又其へんニ京橋有日野屋孫兵衛と申ものありこれハはたごやにて候此両家なれハちよふど私かお国にて安田順蔵さんのうちニおるよふなこゝろもちにており候事ニ候て又あちらよりもおゝいにかわいかりくれ候間此方へ薩州様西郷伊三郎と御あてにて品ものにても手かみにてもおんこし被遣候時ハ私にとゝき候(後略)

「安田順蔵さんのうち」とは、前節で触れた長姉千鶴の婚家（安芸郡安田村）であり、坂本と伏見寺田屋・日野屋との関係を理解するには、乙女にとって分かりやすい比喩であつたらうし、またそれは後世の私たちにとてもおおむね共通する。

近況報告としての要点のもう一つは、妻お龍との関係である。これがお龍について坂本が記した最初の書簡なのだが、実際に二人が知り合つたのは一年以上前の元治元年（一八六四）半ば、坂本が神戸海軍操練所で訓練に従事していた当時だつたと思われる。その頃、京都方広寺辺りに土佐出身浪士たちの集まる宿舎があり、そこでお龍は実母とともに賄いなどをしていたといふ。

お龍は京都の町医者檜崎将作の長女だが、将作は妻と娘三人・息子二人を残して病死していた。坂本は、将作の遺族が一家離散に近い状況にあるのを見かねたらしい。明治三十二年（一八九九）十一月になつてお龍は、「此時分は大仏（方広寺）の和尚の媒介で、阪本と私と縁組したのですが、大仏で一処に居る訳には行きませむから、私は七条の扇岩と云ふ宿屋へ手伝方々預けられて居りました」と語っている。この「縁組」が行われた時期は、元治元年（一八六四）前半と見られるから、その後一年以上経つて坂本は、乙女らにお龍の事を告げたのである。彼はお龍の生い立ちや行状を紹介したあと、さらに次のよ

うに記す。

京のはなし然ニ内々ナリ（中略）右女ハまことにおもしろき女ニて月琴おひき申候今ハさまでふじゆうもせすくらし候此女私し故ありて十三のいもふと五歳になる男子引きとりて人にあつておきすくい候又私のあよふき時よくすくい候事ともあり万一命あれハとふかシテつかハし候と存候此女乙大姉をしてしんのあねのよふにあいたがり候乙大姉の名諸国ニあらハれおり候龍馬よりつよいといひよふはんなり

○なにとぞおびかきものかひとつ此者ニ御つかハし被下度此者内々ねかいいて候（後略）

この部分は自分とお龍との関係について、乙女を通じて兄権平（父八平は、すでに安政二年末死去）をはじめとする家族の認知を求めたものだろう。とくに帯か着物かをお龍にやって欲しいというのは、乙女に対する坂本なりの気の遣い方であり、同時に認知の証しを求めたものと思われる。

以上のように、郷党の活躍振りといい、お龍の事といい、家族に宛てた坂本の書簡が語る内容は、政治活動に必要な情報の連絡ではなく、したがって甚だ具体的に個人的な生活者感覚に

満ちている。政治的な配慮の必要がなく、思うことを思うままに書ける家族宛ての書簡は、坂本にとって、他者に対するより、むしろ自らの内部に語りかけ、自己のあり方を確認してゆく意味を持つだろう。それは形式的には書簡の形をとりながら、実質的には内省手段としての日記に近いようにすら思われる。

三 木戸孝允との往復書簡

家族とは対照的に、当時の有力な政治活動家の中で、坂本が最も密接な関係を保ったのは、郷党を別にすれば毛利家の木戸孝允（慶応元年九月、桂小五郎を改名）である。最初に会ったのは、下関で西郷との会談を計画した慶応元年（一八六五）閏五月だった。

諸家からの坂本宛て書簡は伝存数がごく少なく、十数通しか知られていないし、内容的にもインパクトに乏しいものが多い。そのなかで異彩を放つのが木戸書簡で、『木戸孝允文書』第一（日本史籍協会 一九三〇年）に収められるものだけで七通がある。

うち一通は、あとで取り上げる慶応二年二月二十二日付書簡で、坂本家に伝来し、現在は京都国立博物館所蔵である。他は宮内庁書陵部所蔵木戸孝允文書所収だが、それらは明治期以降

に木戸家側が回収したものである。ちなみに坂本宛て諸家書簡が少ないのは、坂本の実質的な活動期間が短く（文久三年から慶応三年まで四年間に満たない）、またその間一カ所に定住しなかったため、伝存しにくかったことも要因に数えられよう。以下では、坂本と木戸との関係を軸にして、両者の書簡に触れてみよう。

（一）島津家盟約と坂本

明治二十年代から、「王政復古」期の状況が（歴史化）されてゆく過程で、坂本の役割がクローズアップされるポイントとなったのは、慶応二年（一八六六）正月、島津家盟約（いわゆる薩長同盟）がなされたとき、それに坂本が貢献したとされたことである。

このとき正月八日に毛利家木戸が入京し、島津家小松帯刀・西郷らと会見、双方の政策方針を確認しあった事は事実だが、歴史的評価として、その事態を「武力討幕軍事同盟」の成立ととらえるのは誤りである。その詳しい内容については、拙著にゆずるが、のちに坂本の生涯が伝説化される際、史料根拠の面で決定的な役割を果たしたのは、慶応二年正月二十三日付坂本宛て木戸書簡（宮内庁書陵部蔵）である。¹⁰ その書簡で木戸は、西郷との合意内容を六カ条に文章化し、会談に同席した坂本に

確認を求め、坂本はその裏に二月五日付で木戸の理解に誤りがないことを保証する文言を朱書して返送した。坂本の働きを顕賞しようとする時、この書簡が果たした役割は絶大であった。

以下しばらく、その木戸書簡の意味付けとも関わって、論述に必要な限りで、盟約の性格および内容、さらに坂本と盟約の関わりを簡単に確認しておきたい。盟約の性格は島津家が今後取るべき政治行動方針を確定し、それを毛利家に向かって約束したものである。したがって、それは近代的な意味での同盟（双務契約）ではない。また、盟約の内容は、島津家が毛利家の政治的復権のため、天皇に対して周旋尽力を行うということである。毛利家当主父子は元治元年（一八六四）七月禁門の変以降、官位停止を受けていた（当主敬親は従四位上参議中将・世子広封は従四位下少将を停止）。毛利家は、これを冤罪としていたが、島津家は、その復権のため、天皇に向けた周旋尽力を行動方針として確定した。ただし、天皇は「橋会案」（禁裏守衛総督一橋慶喜・京都守護職会津容保・京都所司代桑名定敬）が取り囲んだ体制下において、従って状況次第では、この「橋会案」に対する武力行使も有り得るとしたのである。

正月二十（二十二）日、島津家西郷は木戸に向かって、以上の行動方針を公開し、実行を確約したのだが、西郷にその公開を決定させる契機として、二十日に京都島津邸に入った坂本の仲

介説得の果たした役割が大きかったようである。だからこそ木戸は正月二十三日付書簡で、坂本に裏書きを求めたのだろう。木戸はこの点で坂本に大変恩義を感じていたと思われる。

右の諸点を確認したうえで、慶応二年二月二十二日付坂本宛て木戸書簡を取り上げてみよう。これは京都国立博物館蔵『坂本龍馬関係資料』中で唯一の木戸書簡原本であり、筆蹟・文体ともに坂本自身の書簡とは実に好対照をなしている。その背景を振り返っておけば、次のとおりである。

京都での会談後正月二十二日夜から二十三日にかけて、坂本・木戸ともに京都を出立、坂本は伏見寺田屋に投宿し、木戸は薩摩船で山口へ戻るため、大坂に下った。木戸が大坂にいた二十三日夜、坂本は寺田屋で伏見奉行所の捕り手の捜査を受け、負傷しながらも脱出し、長府毛利家三吉慎蔵とともに伏見島津邸に逃げ込み、ついで京都邸へ移動した。木戸は山口に帰ったのち、坂本遭難の情報を得て、二月二十二日付書簡で坂本に安否を尋ね、また島津家盟約後の政治情勢を知らせたのである。

小笠原閣老肥前と且尊藩之大夫を呼出し候由如何之事
か不相分候

采雲御投与奉拜見候弥以御壮栄に御起居大賀此事奉存候さ
て先般上京中は大兄之御深意に而微意も徹底感喜難忘奉存

候自浪華早候六条之書御返与御裏書拜見安堵仕居申候此度は村田川村木藤諸氏遠路態々来訪欣喜此事に御座候誠に暫之滞留に付何事も残念而已御察可被下候小笠原閣老も下去今以病氣に而更に何事も無之紀彦小倉尤悪敷由榊原雲州などが是へ雷同いたし候而騒ぎ候様子外藩諸侯に而は独り肥後が尤姦邪と申事に御座候近況は村田諸氏より直に御承知可被遣候何よりも目出度事は大兄伏見之御災難ちよつと最早承候ときは骨も冷く相成驚人候処弥御無難之様子巨細承知仕不堪雀躍候大兄は御心之公明と御量之寛大とに御任せ被成候而兎角御用捨無之方に御座候得共狐狸之世界か豺狼之世間か更に相分らぬ世の中に付少數天日之光り相見へ候迄は必々何事も御用心神州之為御尽力肝要之御事に奉存候不遠戰場にも至り可申候何分にも天下事は只々機会を失と不失に有之申候いかなる良策ニても機に後れ候而は万端無覚束候細川兄は御無事に御座候哉諸兄呉々も御疎なく御注意賊手に御陥り無之様偏に奉祈念候乍此上精々御自愛肝要に奉存候先は取急如此御座候勿々頓首九拜

冒頭にいう「朶雲御投与奉拜見候」とは、先に触れた二月五日付坂本の裏書きを指すのか、それとも別の書簡かはつきりしないが、「自浪華早候六条之書御返与御裏書拜見安堵」以下の

言葉から、この木戸書簡が坂本裏書き受領の確認と、それらに関わる坂本への礼を述べたものであることは誤解の余地がない。内容的には、「さて先般上京中は大兄之御深意に而微意も徹底感喜難忘奉存候」とあって、先に述べたとおり、西郷が政策方針の木戸への公開に際し、坂本仲介が契機として大きく働いたことを確認できよう。さらに、島津家臣の長州来訪を伝え、「此度は村田（新八）・川村（興十郎）・木藤（市助）、諸氏遠路態々来訪欣喜此事に御座候」と島津家との関係が人的交流の場において密接化してきたことを報ずる。ついで、「大兄伏見之御災難ちよつと最早承候ときは、骨も冷く相成、驚人候処、弥御無難之様子、巨細承知仕、不堪雀躍候」と坂本の安否を気遣いながら、自重を望む旨を書き添えている。木戸にとって、この文言は、決して外交辞令に止まるものではなかったろう。この書簡に見えるように、木戸の文体は、豊富な漢語の語彙を的確に使いこなし、正確かつ論理的であり、したがって文脈にも渋滞がない。木戸書簡は、ここでは再現できないが、いかにも流麗な筆蹟とあいまって、十九世紀半ばの書簡文のモデルともいえる。

(2) 「政權奉還」建白をめぐる政局

坂本と木戸との関係は、慶応三年に入っても変化はなかった。そのなかで両者が、政局動向に直接関わる書簡を往復するのは、慶応三年八月九月である。坂本は慶応三年に入ると長崎で山内家「出崎官」後藤象二郎と接触を持ち、島津家の庇護下を離れて土佐山内家との関係を復活させるようになり、四月には土佐の資金援助を背景に「海援隊長」に任ぜられた。

ちょうどその頃、京都では島津家京都邸を中心に四侯会議が計画され、五月二十四日、その失敗が確認されると共に島津家は毛利家と共に武力行使に基づく状況打開策を具体化させた。この薩長側の動きに対抗する意味を込めて、後藤象二郎が長崎から坂本とともに上京するのが六月十三日であった。

この時後藤が携えていた対案が、いわゆる「政權奉還」建白構想であり、十七日から二十二日以降にかけ、後藤は土佐京都邸内部の議論を固めるとともに、薩摩側と折衝し、七月二日には、その最終的同意を取り付けた（薩土盟約）。この翌日の三日、後藤は山内容堂の承認を得て京都に戻る予定で、帰国の途に就いた。⁽¹³⁾

なお、この過程に見られる国家体制の構想立案と坂本との関わりについては、伝説化された部分が多く、史料のうえからは明らかでない。坂本が後藤に「政權奉還」建白構想の原案を示

した（「船中八策」）と言われるが、その事実が史料に基づいて論証されたことは一度もない。天皇から將軍への「政權」委任、さらにその逆としての「政權」返上（および將軍職辞任）という考え方は、遅くとも文久二年（一八六二）後半には、政局表面に浮上しつつあり、慶応三年時点の政治社会ではすでに共通了解事項になっていたと見る方が自然である。

さて、こうした政局の流れのなかで坂本と木戸が会談し、また書簡を往復するのは、八月下旬から九月にかけてのことであり、ちょうど後藤の帰国および再上京の時期に当たる。八月二日、坂本はイカルス号事件（長崎でのイギリス船水夫殺害事件で、海援隊士に容疑がかけられた）対策のため、佐佐木三四郎（高行）とともに帰国し、ついで佐佐木と一緒に長崎へ赴いた（八月十五日着）。一方、木戸は伊藤俊輔（博文）とともに、八月十日頃から情報収集のため長崎に滞在していた。長崎で木戸と顔を合わせた坂本は、二十日に彼を佐佐木に引き合わせた。佐佐木日記によれば、この時三人の間で、「太政返上ノ事モ六ツ敷カ、七八歩迄運ビ候ハゞ其時ノ模様ニテ十段目ハ砲撃芝居ヨリ致方ナシ」との議論が交わされたという。⁽¹⁴⁾

この翌日、八月二十一日付で木戸は坂本宛てに書簡を発し（両者とも長崎）、「後藤君御上京相成候はゞ不日大御公論天下に相立可申」と、後藤が国元の議論をまとめて上京すること

に期待する旨を述べた。⁽¹⁵⁾ ついで山口に帰る木戸は、途中の下関から発した九月四日付坂本（在長崎）宛て書簡で、次のように記す。

（前略）何分にも此度之狂言は大舞台之基を相立候次第に付、是非とも甘く出かし不申而は不相済、世間且々役に立候頭取株は不申及、且々舞台の勤り候ものどもは仲間引込候工風もまた肝要と奉存候、何分にも御工風御尽力奉祈候（中略）且又乾頭取之役前此末は最も肝要と奉存られ申候、何卒万端之趣向於于此は乾頭取と西吉座元と得と打合に相成居、手筈きまり居候事尤急務歎と奉存候（後略）

「此度之狂言」とは、後藤の再上京および「政権奉還」建白を指すと考えられる。木戸は建白を現実には無効と見て（坂本も同様だが）、土佐をも武力行使路線に引き入れようとし、土佐の奮起を促すべく、乾退助に「此末は最も肝要」な役割を割り振った「大芝居」の筋書きを、坂本と打ち合わせのうえで書いて見せたのであった。ただ現実には、すでに八月二十日時点で土佐は、京都への出兵見合わせとともに、建白からの將軍辞職条項の削除を「御国論」として決定し、その結果薩摩との合意事項に齟齬を来すことになるのだが（後藤の大坂着は九月三

日）、九月四日時点の木戸・坂本は、その情報をまだ得ていなかったと思われる。これに対し、坂本（下関寄港中）は九月二十日付で木戸（在山口）宛てに、次のような返書を書いた。⁽¹⁶⁾

一筆啓上仕候然ニ先日御書中大芝居の一件兼テ存居候所とや実におもしろく能相わかり申候間弥憤発可仕奉存候其後於長崎も上国の事種々心にかゝり候内少々存付候旨モ在之候より私し一身の存付ニ而手銃一千挺買求芸州蒸氣船をかり入本国ニつみ廻さんト今日下の関まで参候所不計も伊藤兄上国より御かへり被成御目かゝり候て薩土及云々且大久保か使者ニ来りし事迄承り申候より急に本国をすくわん事を欲し此所ニ止り拝顔を希ふにひまなく残念出帆仕候」⁽¹⁷⁾
 小弟思ふに是よりかへり乾退助ニ引合置キ夫より上国に出候て後藤庄次郎を国にかへすか又者長崎へ出すかに可仕候と存申候」⁽¹⁸⁾先生の方ニハ御やくし申上候時勢云云の認もの御出来に相成居申候ハんと奉存候其上此頃の上国の論は先生に御直ニうかゝい候得ハはたして小弟の愚論と同一かとも奉存候得とも何共筆には尽かね申候彼是の所を以心中御察可被遣候猶後日之時を期し候誠恐謹言

九月廿日 龍馬

坂本は下関で伊藤に遭遇し、彼から最新情報を得た。その内容は、「薩土及云々且大久保か使者ニ来りし事迄承り申候」とあるように、薩土間の合意が破棄され（九月九日）、薩長協同による武力行使方針を最終的に決定するため、大久保が山口を訪問したこと（九月十八日）などである。こうした動きに関連して、坂本らは土佐をも乾退助が代表する武力行使路線に一本化させるため、「手銃一千挺（長崎で）買求、芸州蒸気船をかり入、本国ニつみ廻さん」とし、航行中に下関に立ち寄っていたのだった。さらに、「此頃の上国の論は、先生に御直ニうかゝい候得ハはたして小弟の愚論と同一かとも奉存候得とも、何共筆には尽かね申候」と、薩土盟約破棄後の京都情勢の判断について、木戸も同意見であろうことを述べるのだが、坂本はこの書簡でも、その内容を具体的には表現し得なかった。いみじくも文章による彼の表現力の限界を示して、象徴的と言えるだろう。そして政治的に実質的内容を持つ坂本書簡として確認できるものは、事実上これが最後である。

おわりに

これまで見てきたように坂本は、その文体と言語において、抽象的な概念を駆使することはなかった。意図的にそうした訳

ではなく、必要であるべきときでも、できなかったと見るべきである。この意味からすれば、いわゆる「新政府綱領八策」なども坂本の発案とは考えにくいと言わねばなるまい。

その反面、彼の言語はたいへん口語的で直接的な比喻に富み、非知識人にも感覚的に理解しやすかった。彼は海援隊をはじめとする浪士グループを取りまとめ、また十津川郷士とも強いつながりを持ったが、それに必要な要素を言語の面で持っていたことは確かだろう。また坂本を暗殺する側にしても、彼が薩長土に結び付けようとした武力集団の力を警戒し、その媒介者として彼を危険視したのではなかったか。確実な組織基盤を持たない浪士は〈自由〉であると同時に、その死に至るまで周旋家であった。

註

- (1) 生まれた月日については十一月十五日と言われることがあるが、史料的には不明。
- (2) 京都国立博物館所蔵分については、『坂本龍馬関係資料』（同館 一九九九年）一八〇四八頁所収写真版、参照。京都府立総合資料館所蔵分は寺田屋宛て、京都大学附属図書館所蔵分は印藤肇宛てで、ともに宮地佐一郎編『坂本龍馬全集』（光風社出版 一九八八年）所収。
- (3) 『坂本龍馬関係文書』第一（東京大学出版会 一九八八年復

刻再刊) 三七～三八頁。

- (4) 『坂本龍馬関係資料』一九頁所収、写真版。
- (5) 同右 五三頁所収、写真版。
- (6) 『坂本龍馬関係文書』第一 七三～七四頁。『坂本龍馬全集』一八～一九頁所収、写真版。
- (7) 『坂本龍馬関係資料』二八～三三頁所収、写真版。
- (8) 『坂本龍馬全集』五三八頁。
- (9) 『明治維新と国家形成』(吉川弘文館 二〇〇〇年) 一九一～二一〇頁、参照。
- (10) 『木戸孝允文書』第二(東京大学出版会 一九八五年復刻再刊) 一三六～一四二頁。
- (11) 『坂本龍馬関係資料』五四頁所収、写真版。
- (12) 前掲拙著二五七～二六九頁、および拙稿「土佐山内家重臣・寺村左膳―薩土盟約と政權奉還建白―」(佐々木克編『それぞれの明治維新』吉川弘文館 二〇〇〇年、所収) 参照。
- (13) 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』二(東京大学出版会 一九七二年) 四五二頁。
- (14) 『木戸孝允文書』第二(東京大学出版会 一九八五年復刻再刊) 三〇七～三〇八頁。
- (15) 同右 三一四～三一六頁。
- (16) 『坂本龍馬全集』三〇三～三〇七頁所収、写真版。